

令和4年度の軽自動車税(種別割)のご案内

原動機付自転車、軽二輪、小型特殊自動車等をお持ちの方

車種区分		税率(年税額)
原動機付自転車	50cc以下 または 0.6kW以下	2,000円
	50cc超～90cc以下 または 0.6kW超～0.8kW以下	2,000円
	90cc超～125cc以下 または 0.8kW超～1.0kW以下	2,400円
	ミニカー※1 (20cc超～50cc以下 または 0.25kW超～0.6kW以下)	3,700円
軽二輪(125cc超～250cc以下)		3,600円
小型二輪(250cc超)		6,000円
被けん引車		3,600円
小型特殊自動車※2	農耕作業用(トラクター等)	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円

※1 ミニカーには、輪距(左右の車輪の中心間距離)が50cm超で三輪以上の車であることなど、一定の条件があります。
 ※2 小型特殊自動車には、次のような規定が定められています。

区分	長さ	幅	高さ	最高速度	排気量
農耕作業用(トラクター等)	制限なし	制限なし	制限なし	35km/h未満	制限なし
その他(フォークリフト等)	4.70m以下	1.70m以下	2.80m以下	15km/h以下	制限なし



大和市イベントキャラクターヤマトン

三輪と四輪以上の軽自動車をお持ちの方

- 税制改正により、令和4年度・令和5年度のグリーン化特例(軽課税率)につきましては、令和3年度以前と適用要件等が大きく変更となっています。
- 【大きな変更点】電気軽自動車は令和3年度以前と同様に車種区分の全般について適用となりますが、ガソリン軽自動車については乗用の営業用のみに適用が限定されます。
- 詳しくは市ホームページ(検索サイトにて『大和市 軽自動車税について』のキーワードにて検索等)をご覧ください。

車種区分	(1)旧税率	(2)標準税率	(3)重課税率	(4)グリーン化特例(軽課税率)				
				税率(2)を約75%軽減	税率(2)を約50%軽減	税率(2)を約25%軽減		
				ガソリン軽自動車				
	H27.3.31までに登録した車両	H27.4.1以降に新車新規登録した車両	新車新規登録から13年を経過した車両	電気軽自動車など	平成17年排出ガス規制基準75%低減達成または平成30年排出ガス規制基準50%低減達成かつ令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準90%達成	令和2年度燃費基準達成かつ令和12年度燃費基準70%達成		
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円	2,700円	対象外	対象外
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円	1,300円	対象外	対象外
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円	1,000円	対象外	対象外
三輪		3,100円	3,900円	4,600円	1,000円	対象外	対象外	

令和4年度の税率は、「新車新規登録年月」(初度検査年月)と「燃費性能など」で判定し、(1)旧税率 (2)標準税率 (3)重課税率 (4)グリーン化特例(軽課税率)のいずれかを適用します。

- 令和4年度の(3)重課税率は、「新車新規登録年月」(裏面参照)が平成21年3月以前の三輪と四輪以上の軽自動車に課されます。
- 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに新車新規登録し、国が定める車種区分や環境性能基準等一定の要件を満たす車両については、(4)グリーン化特例(軽課税率)が適用され、令和4年度(初年度)のみ税率が軽減されます。
- なお、令和3年度に「初年度分のみの特例」である(4)グリーン化特例(軽課税率)が適用された車両の令和4年度の税率は(2)標準税率となります。

☆新車新規登録年月は、自動車検査証の「初度検査年月」で確認できます。

番号 ○○○○○

自動車検査証

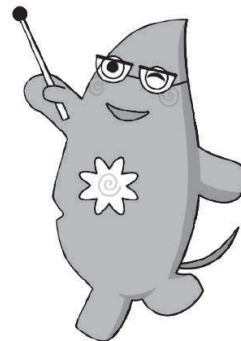
令和○○年○○月○○日

軽自動車検査協会

車両番号		交付年月日	初度検査年月	自動車の種類	用途	自家用・事業用の別	車体の形状		
		令和 年 月 日	令和 年 月						
車台番号		乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量		長さ	幅	高さ
		人			kg		cm	cm	cm
車名	型式	原動機の型式	燃料の種類	新車新規登録年月		後軸重	型式指定番号	類別区分番号	
						kg			

☆次の早見表にて、重課税率の適用年度をご確認ください。

初度検査年月	重課税率適用年度
平成14年(平成14年12月)以前	平成28年度～
平成15年(平成15年12月)	平成29年度～
平成15年10月～平成16年3月	平成29年度～
平成16年4月～平成17年3月	平成30年度～
平成17年4月～平成18年3月	令和元年度～
平成18年4月～平成19年3月	令和2年度～
平成19年4月～平成20年3月	令和3年度～
平成20年4月～平成21年3月	令和4年度～
平成21年4月～平成22年3月	令和5年度～
平成22年4月～平成23年3月	令和6年度～
平成23年4月～平成24年3月	令和7年度～
平成24年4月～平成25年3月	令和8年度～



大和市イベントキャラクターヤマトン

※平成15年10月14日以前に登録された車両については、登録月の記載がないため、登録月は、その年の12月とされています。

・軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日現在における所有の登録状況から新年度分が課税されます。
 ・このため、処分、譲渡等により所有をしなくなった場合などは、早めに登録抹消等の手続きを完了するようお気をつけください
 ※例：3月20日に廃棄処分をしたが、所有登録の抹消手続きは4月15日に行った。
 ⇒4月1日においては、所有の登録があるため、新年度分が課税

【届出先】

- ・原動機付自転車
・小型特殊自動車等 ➡ 大和市役所 市民税課 諸税係
電話 046-260-5231
- ・軽二輪
・小型二輪 ➡ 神奈川運輸支局相模自動車検査登録事務所
電話 050-5540-2037
- ・三輪・四輪以上の軽自動車 ➡ 軽自動車検査協会神奈川事務所相模支所
電話 050-3816-3120

☆大和警察署からのお知らせ☆
 ドライバーの皆さん、自転車、二輪車を見落としていませんか？自転車も交通ルール、交通マナーを守りましょう。二輪車も、無理なすり抜け、追い越し、スピードの出し過ぎはやめましょう。お互いの思いやり運転をお願い致します。
 電話 046-261-0110

大和市役所 市民税課 諸税係 (市役所本庁舎2階)
 電話 046-260-5231
 (受付時間：平日8:30～17:00)